

望月厚子(ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士) 大手生保在職中にFP相談窓口を担当するなど、実務経験を積んだ後に独立系FP会社を経てフリーに。現在は個人相談業務や原稿執筆、セミナー講師などで活躍中。

場合、障害基礎年金と障害厚生年金が受給できる。

初めて医者にかかった日を特定するのは簡単と考

### ●受給資格要件の重要性

公的年金の3本柱は「老齢年金」「遺族年金」「障害年金」である。障害年金は、他の年金に比べて、どのようなときに請求できるかなどあまり知られていないようで、請求できるにも関わらず、請求していないケースもある。

公的年金は「請求主義」のため、障害年金を受給できる障害を負っていても、自分で請求しなければ、受給することができない。今回はいざというときに請求漏れが起きないように障害年金について説明したい。

障害年金は病気やケガが原因で日常生活に著しく支障のある障害が身体に残った場合、一定の条件のもとで支給される。

国民年金からは「障害基礎年金」が支給され、障害の重い順に、1級と2級に分かれている。

厚生年金保険からは「障害厚生年金」が支給され、1級・2級・3級がある。なお、3級よりやや軽い障害の場合、一時金として「障害手当金」が支給される。障害手当金が支給される程度の障害については、「厚生年金法施行令別表第二」に既定されている。注意点は、障害手当金を受給後、傷病が悪化して3級以上に該当しても、障害年金を請求することはできないことである。

障害年金で重要なことは「受給資格要件」を満たしているかどうかである。受給資格要件を満たしていなければ、障害の程度が厚生労働省の障害認定基準に沿っていても、障害認定されない。

受給資格要件は次の1～3で、いずれも満たさなければならない。

#### 1. 初診日

初診日において次の①または②に該当するものであること

- ①被保険者であること
- ②被保険者であった人で、60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある

こと

\*厚生年金保険の場合、①または②に加えて、「初診日に厚生年金保険の被保険者であること」も必要。

#### 2. 障害認定日

障害認定日に障害等級1級または2級の状態であること(障害厚生年金は1級、2級または3級の状態であること)。

#### 3. 保険料納付要件

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上が保険料納付済期間と免除期間であること。

なお、特例で、平成28年4月1日前に初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料滞納期間がなければ保険料納付要件を満たしたことになる(特例の適用は初診日に65歳未満である場合に限る)。

過去に年金保険料の滞納期間があり、原則では要件を満たしていなくても、特例で納付要件を満たせることもある。

ちなみに、「初診日の前日」としているのは、年金保険料を滞納している人が、初診日に駆け込みで支払うことを防ぐためである。

#### ●初診日の特定がポイント

障害年金では、「初診日」と「障害認定日」がキーワードになる。

まず、初診日とは、障害の原因となった傷病について、「初めて医師または歯科医師の診療を受けた日」をいう。

初診日は保険料納付要件を判定する「基準日」であり、障害年金の障害認定日を決定する「起算日」でもあるので、初診日を特定することは重要である。また、初診日に加入していた公的年金制度で支給される障害年金の種類が決まる。

たとえば、現在、専業主婦(第3号被保険者)であっても、初診日に会社員(第2号被保険者)であった

える人が多いかもしれない。だが、病気の進行が長期間に及んで障害状態となった場合、初診日が数年前あるいは数十年前というケースもある。

医療機関でのカルテ等の保存義務期間は5年間のため、初診日が保存義務期間より前だと特定することが困難なこともあるのだ(医療機関によって5年以上前のカルテ等を保存していることもある)。

初診日が特定できなければ、障害認定日も特定できず、障害年金の請求ができない。なお、初診日を特定する方法や初診日の具体例などについては次回説明する。

#### ●障害認定日には特例がある

次に、障害認定日とは、初診日から起算して1年6ヵ月が経過した日または1年6ヵ月以内に傷病が治った場合は治った日(その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む)のことをいう。

症状が固定し、治療の効果が期待できない状態というのは、器質性欠損、変形または機能障害を残していても、これ以上の回復が見込まれない状態のことである。医学的には治癒したとされる。

障害認定日において、障害の状態、障害年金を受給できるかどうか、障害等級は何級であるかが決まる。

なお、障害認定日には、障害の特例があり、初診日から1年6ヵ月以内でも障害年金を請求することができる。たとえば、

●人工透析療法を受けている場合は透析を受け始めてから3月を経過した日

●手や足などの肢体を切断または離断した場合は切断または離断した日

以上、受給資格要件を満たして初めて障害年金を請求することができる。ただし、障害年金を請求しても支給されるかどうかは障害の程度、日常生活能力等で総合的に判断される。(以下次回に続く)